

事業者事前ヒアリング

厚生労働省

健康・生活衛生局食品監視安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

① 食べ残しの持ち帰りを認めている事業者

	事業者A	事業者B	事業者C
持ち帰り可能なメニュー	生もの(刺身、生野菜等)以外加熱の有無が判断基準	生もの(刺身、生野菜等)、汁物以外	パン、焼き菓子、一部加熱調理品(炒め物、揚げ物、蒸し物)
容器	無償提供	無償提供	無償提供
詰める行為	消費者	消費者	消費者
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自己責任、当日の喫食、体調不良に責任を負えない旨を口頭伝達 ・6月～10月は食べ残しの持ち帰りをお断り 	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに食べることを口頭伝達 ・自己責任、早めに食べること、体調不良等の責任を負えないことをHPやメニューブックに記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己責任である旨は口頭伝達 ・温かいところに置かないこと、喫食前の再加熱、早めに食べることをパンフレットに記載
消費者からの問い合わせ	なし	なし	なし
その他(懸念点等)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所から、食べ残しの持ち帰りを認めていることについて、指導される不安がある 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季期間(6/1～9/30)は休止 ・食品事故が疑われるときは保健所等の指導により結果によっては営業停止のリスクが生じる ・お客様ご自身でパッキングするため従業員は何を持ち帰ったか目が届かない ・自己責任ということを了承の上、持ち帰りいただいているが、万が一、体調不良となる事例が起きた際に、事業者側に責任があるような書き込みをSNSを通して拡散されるなど、営業に影響が出てしまうことを警戒している

② 食べ残しの持ち帰りを認めていない事業者

	事業者D	事業者E	事業者F
食べ残しの持ち帰りの可否	不可	不可	不可 ※以前は、食べ残しの持ち帰りを一部（加熱したもの：揚げ物、チャーハン、パン等）可としていた。
食べ残し削減の取組	「3010運動」の声かけ（一部の宴会に限る。）	「3010運動」の声かけ（一部の宴会に限る。）	「3010運動」の声かけ（一部の宴会に限る。）
その他 (懸念事項等)	食べ残しの持ち帰り前提で調理していない(テイクアウトのメニューを利用してほしい)。	万が一、事故が起こった場合は、社内、お客様、保健所等の対応に労力を費やすことになり、職員の士気も下がるため、リスクを負いたくない。	数年前に食べ残しの持ち帰り取組を始めたが、今は中止している。実施していた際は、注意点をチラシにて配布していた。
	食中毒リスクが不安。 営業の禁停止のリスクがある行為は避ける。 現状、営業の禁停止が行われる可能性の有無にかかわらず、持ち帰りを可とする予定はない。	持ち帰った後の実際の喫食時間、管理状況がわからないため、食中毒等が起きた場合の責任の所在もわからない。 現行、喫食期限は提供から2時間以内と定めている。	ビュッフェ形式で食事を提供しているため、持ち帰り可能なメニューを限定していることを伝えるにくい。
	自己責任であっても会社として被害者対応は必要。	安全面や法的な仕組みがあれば取組が進むかもしれない。	食中毒等が起きた場合の責任の所在がわからないので、会社として積極的にやる方向ではない。
	—	バックヤードで手つかずの状態が残っている場合もある。微生物検査で安全性が確認できたメニューに限り、持ち帰りを検討できるかもしれない。	—

③ 食べ残しの持ち帰りを積極的ではないが一部認めている事業者

	事業者G
食べ残しの持ち帰りの可否	一部可 (パン、スコーン、小菓子に限る。)
食べ残し削減の取組	「3010運動」の声かけ (一部の宴会に限る。)
その他 (懸念事項等)	ビュッフェをオーダー式に変更したり、小盛り、ハーフポーションを導入することで食品ロス削減に取り組んでいる。
	世の中の流れが変われば検討を行うかもしれないが、現時点では、安全面を重視し、現状の取組以上の、食べ残しの持ち帰りに関する取組を行う予定はない。
	社内向け「食の安全管理マニュアル」において、一部の持ち帰り可能な品目を明確にしている。